

令和 3 年

社会文教常任委員会会議録

令和 3 年 11 月 30 日

田上町議会

令和3年第5回臨時会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年11月30日 午前10時06分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 11番 | 池井 豊君 |
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 保健福祉課
課長 補佐 | 棚橋 康夫 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
なし
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第11号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中
第1表 歳出の内
4款 衛生費
- 議案第33号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中
第1表 歳出の内
2款 総務費（2項、3項）
3款 民生費

4款 衛生費

10款 教育費

議案第35号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について

午前10時06分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） 時間になりましたので、これから社会文教常任委員会を始めたいと思います。

最初に、副町長、ご挨拶をお願いいたします。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。ただいまの本会議お疲れさまです。

それでは、社会文教常任委員会に付託された案件幾つかありますが、よろしく慎重審議のほうをお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、本委員会に付託されました案件は、承認第11号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中、第1表、歳出のうち4款衛生費、議案第33号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、2款総務費（2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第35号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定についてとなっています。

最初に、承認第11号の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。

承認第11号、専決処分の関係になりますけれども、議案書の12ページのほうを開きいただきたいと思います。田上町一般会計補正予算（第6号）ということで専決処分をさせていただいたものになりますけれども、歳出のほうを説明させていただきます。4款衛生費、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルス対策費ということで255万6,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうをお願いしたいと思います。教育対策事業として17節の備品購入費、施設備品ということで、町長の提案理由にもございましたように、小中学校の大型モニターを8台分購入するための施設備品の経費ということで、105万6,000円をお願いするものでございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、住まい快適リフォーム補助金事業でございます。こちら18節負担金補助及び交付金で150万円の補正をお願いするものでございます。こちら申請件数の増加に伴いまして10件分、150万円を補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 衛生費のところの新型コロナウイルス対策費の中の住まい快適リフォーム補助金なのですけれども、今回10件分が追加されました。結構好評なようで、これからも追加の可能性があるのかなと思っておりますが、でも予算的にどのようなものになりますか。教えてください。

政策推進室長（堀内 誠君） 今現在、昨日まででちょっとお調べさせていただきましたが、申請件数が今39件でございます。交付決定をしている金額といたしまして530万3,000円となっております。若干残額がまだ残っております。今後の執行見込みというふうな形もありますが、執行状況、これから冬に向かいますので、ちょっと申請件数ははっきり分かりませんが、その後もし件数等数件出てくる場合には、今新型コロナウイルス感染症の関係で予算を得て、事業がもう既に終了しているところもありますので、その辺を考慮しまして、流用等で対応できればというふうには考えているところでございます。

6番（中野和美君） 承知しました。では、流用等で、今後まだ申請したいという方がいたら、そちらのほうに回せるということですね。ありがとうございます。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ほかにありませんか。

ないようですので、承認第11号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第33号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

副町長（吉澤深雪君） では、議案第33号の歳出のうち、2款2項、3項、3款、4款、10款の説明になりますが、先ほど提案説明で申し上げましたとおり、今回の補正予算については全て職員手当の期末手当の支給割合引下げに伴う関係であります。今回の議案第32号、条例改正で説明いたしましたが、その内容について若干のご説明をまず申し上げます。

議案としては32号であります。添付の議案第32号参考資料をお開きください。議案第32号参考資料であります。田上町職員の給与に関する条例の改正の概要であります。改正理由につきましては、新潟県人事委員会勧告及び国の人事院勧告に伴い、期末手当の支給月数を改定するというものでありまして、影響額としましては464万7,000円を見込んでおります。

改正内容であります。給料月額改正は、今回は給料自体は改正はしないと。2として、期末手当の改正、一般職について0.1か月分引下げを行うという勧告に合わせた改正をするものであります。特別職、議員については改定なしであります。

その下に議案第32号、一部改正というようなことで令和3年度分期末・勤勉手当、6月分、12月分ありまして、期末手当を0.10月、計の欄ありますが、括弧で現行2.55月を今回2.45月、それを12月分で措置するというので0.10マイナスになりますので、期末・勤勉、令和3年度合わせますと、現行4.40月、括弧にありますが、それを4.30月に改正するという内容であります。なお、令和4年度については12月で改正したものをそれぞれ6月と12月に均等に割り振るような形で、年間の支給月数は同じとなります。なお、参考として会計年度任用職員の期末手当も一般職の期末手当を準用し、0.10月引き下げるという内容であります。

影響額は、先ほども言いましたが、464万7,000円、一般職112人分ですが、期末手当は344万7,000円。共済費であります。それについては72万3,000円の減額であります。会計年度任用職員28人分として期末手当は45万4,000円の減額、共済費は2万3,000円あります。ただし、この共済費については今回まだ確定していない関係があるもので、また12月議会等で提案したいと思っておりますので、今回はひとまず共済費は見送りまして、期末手当のみの補正をこの後お願いするような形になっております。

なお、もう一枚、議案第32号補足資料1ということでおつけいたしました。これは昨日新潟県議会で議決された関係であります知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例でありまして、要は改正の理由は知事、副知事、県議会議員の期末手当の支給割合を改定するものでありまして、ここで2番の改正条例の概要がありますが、表になっておりまして、それぞれ支給月数の6月、12月とありまして合計ありますが、現行は3.30月、これを改定後は令和3年、令和4年、隣の欄ありますが、0.05月引き下げ、3.25月とする内容であります。特別職については、この改定で見直しを図っていきたいということでもあります。

それで、もう一枚、議案第32号補足資料2ということで添付いたしました。これは給与改定の状況というような表になっておりまして、国、新潟県、田上町ということでそれぞれ表にしてありまして、一般職と特別職とあります。一般職については、網かけになっておりますが、国、新潟県ともに期末・勤勉手当、年間で4.30月とするものであります。田上町についてもこれを4.30月と合わせることで、今回現

行に対して0.10月引下げを行うというものであります。

なお、特別職については、国、県それぞれ3.25月に今回改定するということではありますが、田上町は現行は既に3.25月であります。これについては、平成17年にちょっと遡りますが、当時財政健全化をしております、そのときに本来0.05月引上げを行うという勧告がありましたが、田上町についてはそれを行わなかったということで、ずっと見直しを行わなかった関係で国、県より低い状況であったと。それが今回県、国が引下げを行うことで町との現行と同じになることから、今回は改定を見送るというような内容であります。

私のほうからの説明は以上であります。

では、続いてそれぞれ科目別に担当課から説明いたします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書28ページを御覧ください。28ページの一番下になります。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の関係でございますけれども、今回16万3,000円の減額をお願いする内容でございます。これは、今ほど副町長のほうから説明がありました新潟県の人事委員会勧告及び人事院勧告を受けまして、0.1か月分の期末手当、月数が減るということで16万3,000円、ここは職員7名分でございます。

それから、29ページ、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係ではありますが、今回お願いする補正額としましては22万円の減額でございます。これにつきましても職員7名分の期末手当を減額するという内容でございますので、よろしく願いいたします。

説明のほう替わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） おはようございます。保健福祉課課長補佐の棚橋と申します。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして3款になりますが、29ページの一番下のほう御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。説明欄になりますが、社会福祉総務事業、職員手当等ということで期末手当29万6,000円の減額をお願いするものです。理由は、今ほどの副町長、町民課長の説明と同じになりますが、職員9名分になりますので、よろしく願いいたします。

説明替わります。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、30ページのほうお願いしたいと思えます。教育委員会事務局長の小林です。民生費になりますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費104万9,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを

お願いしたいと思います。児童福祉総務事業、こちらのほう幼稚園正職員の期末手当ということで69万9,000円、27名分の手当となっております。その下、児童福祉総務費その他事業ということで、会計年度任用職員の期末手当35万円の減額になりますけれども、こちらのほうは21人分の会計年度任用職員の手当となっております。

説明替わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君）　続きまして、その次4款になります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費25万1,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうになりますが、正職員分ということで期末手当23万4,000円の減額をお願いするものです。職員8名分となります。それから、その下、会計年度任用職員期末手当ということで会計年度任用職員1名分、1万7,000円の減額をお願いするものです。

説明は以上です。説明替わります。

教育委員会事務局長（小林　亨君）　続きまして、議案書32ページをお願いしたいと思います。中ほどになりますけれども、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費19万6,000円の減額をお願いするものです。こちらのほうも説明欄のほうをお願いしたいと思います。事務局費ということで、期末手当19万6,000円の減額でございますが、こちら職員5名分の期末手当となっております。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費2万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いしたいと思います。こちら羽生田小学校管理費、職員の期末手当ということで、2万8,000円の減額になります。こちらは、職員1名分という形になっております。

続いて、33ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費6万1,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いいたします。生涯学習事業、期末手当ということで6万1,000円の減額、こちらのほうは職員2名分の手当となっております。

続いて、5項保健体育費、4目学校給食施設費18万9,000円の減額でございます。説明欄のほうお願いしたいと思います。学校給食施設費ということで職員手当等、期末手当それぞれあります。期末手当、それから会計年度任用職員の期末手当でございます。正職員分が13万2,000円、会計年度任用職員分が5万7,000円となっております。こちら人数、正職員が4名、会計年度任用職員は5名分ということでの手当の減額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1 番（小野澤健一君） 人事院の勧告ということで期末手当を引き下げる。人事院のいわゆる勧告に沿うなという意味ではないのですけれども、12月というのは本来消費活動の中で一番やはり大事な月にもかかわらず、残念ながらいわゆる役場の職員の皆さん方の給料は総額で500万円弱ですか、減ってしまうということで、なかなか経済が回復していない中で、その500万円といういわゆる本来消費に回るべきお金が減るということに対して非常に危惧を覚えています。したがって、今回こういった形で引下げをした分は引下げでしようがないのでしょうかけれども、それに伴っていわゆる余ったお金、余ったと言うのは失礼かもしれませんが、それを打ち消すぐらいの経済政策、いわゆる対策を講じていただきたいというふうに思うのですが、これについてのお考えをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

副町長（吉澤深雪君） 今回の給与改定に伴う減額の影響額については、まずはやはり財政健全化に向けてそれぞれ基金に積み、今後の財政運営に努めていきたいということであります。また、経済対策についてはまた今後、国のほうで補正予算を今審議していますが、その経済対策等でまた対応していきたいというふうに考えております。

1 番（小野澤健一君） 国からまた交付金とか何か出てくるのだろうかと思うのですけれども、取りあえず町で例えばこの分、500万円ぐらいの例えば何かをやるという、いわゆるそういう予定はあるかないか、それだけちょっとお聞かせ願いたい。あくまでも町が独自で何かをやるという考えは今のところあるのかなのか、それだけでいいです。

副町長（吉澤深雪君） 今のところ、町独自で経済対策ということは考えておりません。

9 番（熊倉正治君） この引下げの関係、総括的な話になるので、総務課のほうがいいかと思うのですが、副町長もいますからお聞きしますが、12月にこの減額をする町村と、町村というか、全国的に見れば市区町村、やるところとやらないところがある。これやらないことになれば、来年の6月にまたまとめて引下げをするという動きと2つあるように前から聞いていましたが、新潟県の動きは今ほどの資料で分かりましたけれども、全国的というか、県内的というか、12月に整理をつけるところと来年の6月に整理をつけるところというのは、何となく数的に分かったら少し

教えてもらいたいのですが、どんななのでしょう。

副町長（吉澤深雪君） 国の政府のほうの閣議決定が今回人事院勧告に沿って一定の改定を行うと。ただ、今回の改定は国は見送り、6月に措置をするということになりました。地方についても地域の実情に応じてそれぞれ考えてくれと、尊重してくれというような話なものでありまして、内部でも検討しましたが、今回は新潟県自体が昨日議決し、12月の手当で措置をするということになりましたし、県内的に見ますと、ちょっと前に調べた状況であります、独自に調べた状況であります、ほとんどが12月に減額を行うと。6月を予定しているというものが5つ程度、5市町村程度かなというふうには調査を、そういうふうな状況であります。

以上であります。

2番（品田政敏君） 先ほどの本会議の中で、私勇み足だというふうに言われましたので、本会の中で討論させてもらいたいと思いますが、私基本的に外堀を埋める……
（品田さん、ここも質疑の場なんだけど。討論、後でやる
の声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 討論のほうですので。
（質疑、質疑の声あり）

2番（品田政敏君） この段階で私は小野澤委員の言う観点については非常に賛成したいと思いますが、今までのどうも理由づけが私には全く見えないのです。いわゆる一般の人というのは、やっぱり人勧に沿ってやるものだろうというふうに思っております。たかだか私ら特別職の引上げ、引下げにつきまして、どうして理解が得られると思われているのでしょうか。その点を基本的に副町長あたりにも思われているのかどうかというところをお聞きしたいです。

副町長（吉澤深雪君） 今の質疑は、一般職ではなくて特別職の期末手当の引下げの関係ですか。それについては、先ほど説明したとおりであります、補足資料1、補足資料2ですかね、に国あるいは県の人事委員会の勧告に沿って、今回その月数に合わせるということでありますので、特に改定は、田上町の場合は改定する必要がないという判断で、今回特にその部分については見直しはしないということになります。

2番（品田政敏君） それはやっぱり自分の、個々の考え方ですよね。いわゆる住民感覚での理解が得られるものだろうかという判断がどこにあるのだろうかというふうに私は思うのです。それであれば基本的には、2週間前でしたっけ、全協のときでも私1人だけ反対だというふうなことを言いましたけれども、本当にそれはやっぱり

り執行部は執行部なりの考え方だったのだらうと思いますが、でも住民感情にしたって職員みんな安いのには頑張ってくれるなというふうなのでは理解が得られると思うのですけれども、全然何でそういうふうにするというふうなのが私的には圧倒的だったと思うのです。そういうもう感じるものがないのかなというふうに残念ながら思うのです。説明にしたって、副町長また首をこんなかしげるようなふうにしていますけれども、これどうなのでしょう。自分自身本当にどう思われます。三役代表して言ってもらいたいと思います。

副町長（吉澤深雪君） 既に田上町の支給割合というのが特別職については3.25月だと。今回国、県が引下げを行って3.25月になるということでありますので、特に改定は、身を切る必要はないだらうと、そういう説明になります。

2番（品田政敏君） やはり自分の気持ちというものを分かって、私らはそれでも頑張っているのだぞというふうなほうがかえって住民にとっては受けられるとっているのです、私的には。これはもうどこが間違っただとしても、ほぼ九十何%の人が理解してもらえるのだらうと思う。そういうふうな感情がないのでしょうかという私質問なのです。確かに、しかも県も今後3.25月ですか、このままですか、やっていますよね。

（だから、うちらは今回なくて、3.25月で並ぶんだよの声あり）

（今まで5年間据え置いていたんですよの声あり）

（ちょっとあなた勘違いしているの声あり）

（勘違いしているのかもしれないの声あり）

（要は今回田上町がしないことによって3.25ということ、いわゆるやっどほかのところと並ぶんだ。だから、しない言っているの声あり）

（討論のときにしてもいいしの声あり）

（これだと品田さんの意見の声あり）

（討論で一生懸命やろうの声あり）

（討論でしましょう。今質疑の場だからの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 次に回しますか。

（はい。行ってください、次の議案の声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第33号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第35号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、議案第35号になります。議案書49ページのほうをお開きください。令和3年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,948万3,000円とするものでございます。

説明につきましては、54ページのほうをお開きください。こちらにつきましても先ほど来申し上げております、人事院勧告及び県の人事委員会の勧告に伴います職員の期末手当の減額になるものです。まず、54ページ、歳入ですが、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金11万6,000円を減額するものです。こちらにつきましては、歳出を引き下げることによります財源調整ということになりますので、よろしくお願いいたします。

次のページ、歳出のほうを御覧ください。55ページです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費11万6,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうですが、訪問看護事業におきます職員手当等11万6,000円の減額、職員4名分の期末手当になります。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第35号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

承認第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第11号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第35号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時41分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月30日

社会文教常任委員長 松原良彦